



航空危険物規則書第 55 版(2014 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 55th Edition Effective 1 January 2014

ADDENDUM II

Posted 06 June 2014 の邦訳

JACIS



航空危険物安全輸送協会

IATA 危険物規則書の利用者は、2014 年 1 月 1 日発効の第 55 版に対する下記の変更内容に留意されたい。変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

政府例外規定の新規または訂正(2.8.2)

訂正 DEG(ドイツ)

DEG-01 下記(1)に指定した核分裂性物質および下記(2)に指定した大きな線源物質は、Bundesamt für Strahlenschutz, Postfach 10 01 49, D-38201 Salzgitter, Germany(Tel: +49 ~~(5341) 886 0~~ (30) 18 333 1770; Fax: +49 ~~(5341) 885 705~~ (30) 18 333 1705)の事前許可なしにドイツ発着またはドイツ経由の輸送をしてはならない。

1. この例外規定の目的上、ドイツ原子力法の 2.1 項の定義による核分裂性物質(核燃料)とは以下のものである。
 - (a) プルトニウム 239 およびプルトニウム 241
 - (b) 放射性同位元素ウラン 235 またはウラン 233 の濃縮ウラン
 - (c) 上記(a)(b)の物質の 1 つまたは何個かを含む物質;および
 - (d) 適切な装置(原子炉)において自己持続的連鎖反応を可能とするような物質で法的な等級に定義されているもの。(核燃料再処理からの生成溶液を凝固した高レベルの核分裂物質以外の)物質で、それらの同位元素の総量が 15 g より多くない量、またはそれらの同位元素の濃度が 100 kg 当たり 15 g 以上でないような同位元素ウラン 233、ウラン 235、プルトニウム 239 およびプルトニウム 241 を含む物質はこの例外規定から免除される。従って、事前許可を必要としない。
2. 貨物は、1 輸送物当たり 1,000 TBq を超えている場合、大線源として取り扱われるべきである。

DEG-02 B 型輸送物、核分裂性輸送物、輸送、特別手配および通知に係る認可申請は下記に申請すること。

Bundesamt für Strahlenschutz
Postfach 10 01 49
D-38201 Salzgitter
GERMANY
Tel: +49 ~~(5341) 885 704~~ (30) 18 333 1770
Fax: +49 ~~(5341) 885 705~~ (30) 18 333 1705

訂正 USG(米国)

USG-04 米国発着または米国内の航空輸送をする際に追加要件が課せられる物質については以下に記述する。Ⅲに記述する物質は、米国外を運航する米国籍航空会社による輸送の場合に追加要件が課せられる(1.3.1 参照)。

I. 危険性物質(Hazardous Substances)

49 CFR 172.101 の付録 A に掲載されている混合物および溶液を含むある物質が、輸送に供される場合、その包装物の正味量(Net quantity)が付録 A に表示されている物質の報告を要する数量(Reportable Quantity (RQ))に等しいか、またはそれを超える場合は、その物質、その混合物または溶液は危険性物質(Hazardous Substance)とみなす。ただし、以下を除く。

- その物質が石油製品、すなわち潤滑油または燃料、または
- その物質の濃度が、物質に指定された RQ に基づく以下の表の濃度より低い場合。

RQ Kilograms	Concentration by weight	
	Percent	PPM
45.4	0.2	2,000.0
4.54	0.02	200.0
0.45	0.002	20.0

核種の混合物については、49 CFR 172.101 の付録 A にある Note 7 を参照のこと。

以下の II に定められている有害廃棄物 (Hazardous Wastes) を除き、危険性物質 (Hazardous Substances) は以下の要件に従わなければならない。

- (a) 正式輸送品目名を“**Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s.**”または、“**Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.**”とするもの以外で、本規則で危険物となる危険性物質については、
- 品目名の中に含まれていない場合、第 7 分類の放射性物質を除いて、その危険性物質の名称を、危険物申告書上に危険物の記述 (description) に付随させて、また包装物上の正式輸送品目名に付随させて、括弧をつけて表示しなければならない。もし物質が2つまたは2つ以上の危険性物質を含んでいる場合は、最も低い報告を要する数量 (Reportable Quantity (RQ)) の2つを含み、少なくとも2つの危険性物質を表示しなければならない。および
 - “RQ”の文字を危険物申告書上の基本的記述名の前または後に記入し、また包装物上に必要とされるマーキングの正式輸送品目名に付随して表示する。
- (b) 危険性物質であるが、本規則の他のどの危険物の定義にも合致しないものについては、
- 危険物の基本的記述である、“**UN 3082, Environmentally Hazardous substance, liquid, n.o.s., Class9, UN-3082, III**”または“**UN 3077, Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s., Class9, UN-3077, III**”のいずれか該当する方をもとに、この記述名に適用される本規則書の諸要件に従って輸送する。
 - 包装物は包装等級Ⅲの危険物に適用する本規則書の 5.0 の一般包装要件のすべてに合致すること。
 - “RQ”の文字を、危険物申告書上の基本的記述の前または後に記入し、また包装物上のマーキングの正式輸送品目名に付随して表示する。および
 - 危険性物質 (Hazardous substance) の名称を危険物申告書上の危険物の記述に付随させて、包装物のマーキングの正式輸送品目名に付随させて、括弧をつけて表示する。もし物質が2つまたは2つ以上の危険性物質を含んでいる場合は、最も低い報告を要する数量 (Reportable Quantity (RQ)) の2つを含み、少なくとも2つの危険性物質を表示しなければならない。もし物質が2つ以上の危険性物質を含んでいる場合は、最も低い報告を要する数量 (Reportable Quantity (RQ)) を持つ2つの危険性物質のみを表示する。

注:

49 CFR 172.101 の付録 A に掲載の危険性物質のリストと適用される RQ はインターネット <http://www.phmsa.dot.gov/hazmat/regs/international/icao> にて入手できる。

II. 有害廃棄物 (Hazardous Waste)

有害廃棄物とは、40 CFR Part 262 にて指定されている米国環境保護庁 (United State Environmental Protection Agency, EPA) の有害廃棄物の目録要件の管理下におかれる物質である。そして以下の要件が有害廃棄物の輸送に適用される。

- (a) 正式輸送品目名の“**Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s.**”または“**Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.**”以外の本規則による危険物である有害廃棄物については、
- “Waste”という単語を危険物申告書上および包装物上のマーキングの正式輸送品目名の前に付けなければならない。および
 - 有害廃棄物搭載目録 (Hazard waste manifest) に関する 49 CFR 172.205 の要件が適用される。

(b) 規則書による危険物のどの定義にも当てはまらない有害廃棄物については、

1. 危険物の基本的記述である“UN 3082, Waste Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s., Class 9, UN-3082, III”または“UN 3077, Waste Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s., Class 9, UN-3077, III”のいずれかが該当する方をもとに、この記述名の貨物に適用される本規則書の諸要件に従って輸送する。
2. 包装物は、包装等級Ⅲの危険物に適用する本規則書の5.0の一般包装要件のすべてに合致しなければならない。
3. 有害廃棄物搭載目録に関する49 CFR 172.205の要件が適用される。および
4. 危険性物質(Hazardous substance)の定義に合致するこれらの有害廃棄物については、“RQ”という文字およびその危険性物質の名称を、危険物申告書上の基本的記述および包装物のマーキングに付随させて、括弧を付けて表示しなければならない。

注:

1. 有害廃棄物は、米国環境保護庁(EPA)からWaste Transporter Identification Numberを得た航空会社によってのみ、米国内での輸送が可能である。
2. 上記ⅠおよびⅡに記載されている物質のUN 3077およびUN 3082への割り当ては、本規則中の特別規定A97に従うこと。
3. 49 CFR 172.101の付録Aに掲載の有害廃棄物のリストと適用されるRQは、インターネット<http://hazmat.dot.gov/regs/intl/icaovar.htm>にて入手できる。

Ⅲ. その他の物質(Other Materials)

本規則の要件は適用されないが、49 CFR Parts 171-180の1つの危険物分類に合致する物質は、これら(49 CFR)の規則に従って輸送しなければならない。

USG-05 火薬類(Explosive)の物品または物質は、米国当局の事前認可なしに米国発着、通過または米国内の輸送をしてはならない(USG-01 Attention : Approvals and Permits Division (PHH-30) 参照)。一般消費者向けの花火(consumer fireworks)は、米国当局または認定された花火証明機関により認可される。この認可は、成分、設計または容器に変更がない限り、その物品または物質が引き続き輸送される際に有効である。

米国規則の49 CFR 172.320にほかに規定がある場合を除き、火薬類の物品または物質を収納した各包装物には、認可時または証明時に割り当てられた包装物内の各物品、物質、または装置のEX-number(一般消費者向けの花火の場合はEXまたはFC number)をマーキングしなければならない。EX-numberは49 CFR 172.320(d)に規定されているように、包装物にマーキングするよりもむしろ、輸送書類(危険物申告書)の危険物の記述に関連して記載してもよい。49 CFR 173.56(h)および§ 173.166(c)(2)に記載されている種類の物品は事前認可やEX-numberは必要ではない。

編集上の注:

49 CFR 173.320で規定されている通り、UN 0336に割り当てられている一般消費者向けの花火(consumer fireworks)は、EX-numberの代わりにFC-numberを表示してもよい。このFC-numberは、包装物にマーキングする、または危険物の記述に関連して危険物申告書に記入されなければならない。

USG-12 磁性物質 (UN 2807)、危険物申告書の必要のない危険物および 49 CFR 173.144 に定められた Other Regulated Material を除き、米国発着、米国内または経由のすべての危険物貨物に対して、以下の緊急時対応情報を提供しなければならない。

電話番号: 本規則によって必要とされる危険物申告書には、危険物に係る軽微事故発生時に対応できる 24 時間緊急時対応電話番号 (エリアコードおよび米国外の場所へは、米国内から電話をかけるのに必要な国際アクセスコード番号または“+”(プラス)記号、国番号、市外局番を含む) が含まなければならない。その電話番号は、輸送にいたるまでの保管中の軽微事故を含め危険物が輸送中の間、常に以下の個人により傍受されていなければならない。

1. 輸送されている危険物の危険性および特性についての知識を有する。
2. 総合的な緊急時対応ができ、および危険物の事故を軽減する情報を持っている。または
3. これらの知識、情報を持っている人に直ちにアクセスできる。

緊急時対応電話番号は、2.7 に定められた少量危険物 (Limited Quantities) および以下の正式輸送品目で正しく記述された危険物に対しては記載する必要はない。蓄電池駆動装置 (Battery powered equipment)、蓄電池で駆動する乗り物 (Battery powered vehicle)、固形二酸化炭素 (ドライアイス) (Carbon dioxide, solid)、消費者向け商品 (Consumer commodity)、ヒマの種、薄片、粗引き粉、または搾りかす (Castor beans, flakes, meal or pomace)、引火性ガスを燃料とする内燃機関 (Engines, internal combustion flammable gas powered)、引火性液体を燃料とする内燃機関 (Engine, internal combustion, flammable liquid powered)、魚粉 (Fish meal, stabilized)、魚粉 (Fish scrap, stabilized)、オキアミ粉 (Krill meal) (PG III)、冷蔵機 (Refrigerating Machines)、引火性ガスを燃料として駆動する乗り物 (Vehicle, flammable gas powered) および引火性液体を燃料として駆動する乗り物 ((Vehicle, flammable liquid powered))。これらの品名のものには要求されない。

遵守の方法: 電話番号は危険物を輸送に供した人の電話番号または危険物に関する詳細な情報を提供することができ、かつその責任を取ることができる機関または組織の電話番号でなければならない。機関または組織の電話番号を記載する者は、危険物が輸送に供される前に、その機関または組織がその危険物についての最新の情報を把握していることを確認しておかなければならない。

書類の作成要件: 電話番号は危険物申告書上にその目的がはっきりわかるように、例えば “EMERGENCY CON-TACT……” 等として以下のようにはっきり表示しなければならない。

1. 危険物申告書上にリストされる危険物の記述の直後に、または
2. 危険物申告書上にリストされる各危険物に対し、1 つだけの電話番号を使用する場合は、緊急時対応電話番号 (Emergency Response Telephone Number) とわかるように 1 か所の目立つ場所に記載する。

緊急時対応の情報: 輸送中の危険物に関連する緊急時の情報は、危険物が現存する間は、常時直ちに入手可能な状態しておかなければならない。その情報は、地上の取り扱い作業中の事故 (incident) も含めて、緊急時および事故 (accident) 時の対応に使用できる適切なものであり、また、最低限以下の事項を含めたものでなければならない。

1. 本規則書の 8.1.6.9.1 の順序 1 (First sequence) によって掲載される危険物の名称
2. 人体への直接の危険性
3. 火災または爆発の危険性
4. 軽微事故 (incident) または事故 (accident) 発生時に、直ちにとるべき注意事項
5. 火災に対する即時対応
6. 火災を伴わない漏洩、こぼれに対する初動的措置; および
7. 初動救急措置

言語: 情報は英文で印刷され、危険物を収納した包装物から離れたところに保管され、事故の際は直ちに使用できる状態にあること。そして通常、以下の方法によりこの規則を遵守することができるが、これに限定されない。

1. 上記の情報を危険物申告書に記載する。
2. 少なくとも上記の情報全体を含む別資料、例えば製品安全データシート (Material Safety Data Sheet) を備える。または

3. 危険物申告書(または航空機上においては、本規則の 9.5 にて規定されている「機長への通知書 (Information to Pilot-in-Command)」)に連携して別途の書類、例えば「ICAO の危険物に伴う航空機軽微事故の緊急時対応指針 (ICAO Emergency Response Guidance for Aircraft Incidents involving Dangerous Goods (Doc. 9481))」を使用する情報として用意する。

運航者例外規定の新規または訂正 (2.8.4)

2.8.3.4 のリストに以下を追加する。

・エアタヒチヌイ (Air Tahiti Nui) の後に、 : エアトランザット (Air Transat) TS

訂正 GA (ガルーダインドネシア航空)

新規追加

GA-05 微量危険物は輸送を受託しない。

GA-06 包装等級 I, II または III の液体の危険物を含んでいるすべての組み合わせ容器は、すべての内装容器のすべての内容物を吸収するために十分な吸収剤を含んでいなければならない。

GA-07 ガルーダインドネシア航空でインドネシア領内を発着および経由する放射性物質の輸送には BAPETEN からの事前許可が要求される。(付録 D.2 参照)

GA-08 単一容器に梱包された液体危険物は、容器の底を防護するために、適切なサイズのプラスチック、発泡スチロールまたは木製パレットにより安全にオーバーパックされない限りは受託しない。

GA-09 オーバーパックの中の包装物を完全に覆うオーバーパックは、輸送を受託しない。

訂正 SQ (シンガポール航空/シンガポール航空貨物)

SQ-05 旅客機による米国着および領空通過の輸送については、区分 6.2 および/または第 7 分類および/または第 9 分類および/または少量危険物または微量危険物および/または交換用として輸送される航空機電池のみを輸送する。貨物機の搭載については表 USG-13. A USG-13. B および USG-13. C を参照のこと。

新規追加

SQ-11 医療用またはその他の使用に必要な酸素または空気の高圧シリンダーは、旅客の受託手荷物および機内持ち込み手荷物ならびに身に付けての搭乗も許可されない。もし旅客が補助用酸素を必要とするなら、事前リクエストをシンガポール航空にしなければならない。(2.3.4.1 参照) 補助的酸素キット (SOK) は、シンガポール航空により準備される。

新規追加 TS (エアトランザット)

TS-01 エアトランザット貨物は、貨物として以下の分類の危険物のみの輸送を受託する。

- 第 2 分類 ガス類、
- 第 3 分類 引火性液体、
- 第 8 分類 腐食性物質、および
- 第 9 分類 その他の危険物。

TS-02 TS-01 の制限に追加して、生物由来物質カテゴリー B UN3373 は、受託しない。

TS-03 以下の危険物は貨物として受託しない。

- ・ UN3090 リチウム金属電池 (包装基準 968 Section IA, IB および II)、
- ・ UN3091 機器と共に包装されたリチウム金属電池 (包装基準 969 Section I および II)、
- ・ UN3091 機器に組み込まれたリチウム金属電池 (包装基準 970 Section I および II)、および
- ・ UN3480 リチウムイオン電池 (包装基準 965 Section IA, IB および II)。

TS-04 非防漏型蓄電池 (Spillable Batteries) を装備している車椅子または移動補助機器は受託しない。

注) 防漏型蓄電池 (Non-spillable Batteries) またはリチウム電池を装備している車椅子または移動補助機器は受託する。

訂正 VA (ヴァージン・オーストラリア)

新規追加

VA-03 UN3090 リチウム金属組電池および単電池は、ヴァージン・オーストラリアの航空機で貨物としての輸送は禁止する。これは包装基準 968 の Section IA, IB および Section II に適用する。

第4章

表 4.2 : 訂正箇所、以下のとおり。

UN/ ID no. A	Proper Shipping Name/Description B	Class or Div. (Sub Risk) C	Hazard Label(s) D	PG E	EQ see 2.6 F	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4 M	ERG Code N
						Ltd Qty		Pkg Inst I	Max Net Qty/Pk g J	Pkg Inst K	Max Net Qty/Pk g L		
						Pkg Inst G	Max Net Qty/Pkg H						
3480	Lithium ion batteries† (including lithium polymer batteries)	9	Miscellaneous	II	E0	Forbidden		See 965		See 965		A88 A99 A154 A164 A183	9FZ 9F
3481	Lithium ion batteries contained in equipment (including lithium polymer batteries)	9	Miscellaneous	II	E0	Forbidden	967	5 kg	967	35 kg	A48 A99 A154 A164 A181 A185	9FZ 9F	
3481	Lithium ion batteries packed with equipment (including lithium polymer batteries)	9	Miscellaneous	II	E0	Forbidden	966	5 kg	966	35 kg	A88 A99 A154 A164 A181 A185	9FZ 9F	

以上

航空危険物規則書第 55 版邦訳(訂正・追加)

2014 年(平成 26 年) 6 月 発行

航空危険物安全輸送協会(JACIS)

住所 〒104-0033
東京都中央区新川 1-25-12 新川フロンティアビル 8F
電話 03(5542)0712
ファックス 03(5542)0714
E-mail jacis.air.dg@nifty.com
URL <http://www.jacis.org/>

- ・ 当翻訳の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者(IATA)および発行者(JACIS)の権利の侵害となります。
- ・ 当翻訳は、あくまで、IATA 発行のオリジナル(英語)版理解の一助として作成したものです。あいまいな点や疑問の点は、必ず原典である英語版をご確認下さい。なお、弊協会では、本翻訳の誤記、脱漏、誤訳などによって引き起こされる損失、損害については、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。